

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成26年4月10日(2014.4.10)

【公表番号】特表2013-541489(P2013-541489A)

【公表日】平成25年11月14日(2013.11.14)

【年通号数】公開・登録公報2013-062

【出願番号】特願2013-529090(P2013-529090)

【国際特許分類】

C 01 B 31/02 (2006.01)

C 08 K 3/04 (2006.01)

C 08 L 101/00 (2006.01)

【F I】

C 01 B 31/02 101 F

C 08 K 3/04

C 08 L 101/00

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月21日(2014.2.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

結晶性カーボンナノ構造体および／または結晶性カーボンナノ構造体のネットワークを製造するための方法であって、

(i) 平均粒径1～100nmを有する金属ナノ粒子を含有する両連続マイクロエマルションを供給し、前記平均粒径からの粒径の偏差が10%未満であることと、

(ii) 前記両連続マイクロエマルションを基材に接触させることと、

(iii) 前記金属ナノ粒子およびガス状カーボン源を化学蒸着に暴露することによってカーボンナノ構造体および／またはカーボンナノ構造体のネットワークを形成することと

を含む、方法。

【請求項2】

前記両連続マイクロエマルションが水相に対して計算された少なくとも15mMの金属ナノ粒子を含有する、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

請求項1または2に記載の方法によって取得可能な、化学的に相互連結した結晶性カーボンナノ構造体ネットワーク。

【請求項4】

平均径1～100nmを有する金属ナノ粒子が前記ネットワーク中に埋め込まれている、請求項3に記載のネットワーク。

【請求項5】

カーボンナノチューブネットワークである、請求項3から4のいずれか一項に記載のネットワーク。

【請求項6】

平均粒径1～100nmを有する金属ナノ粒子を含有する両連続マイクロエマルションであって、平均粒径からの粒径偏差が10%未満である、両連続マイクロエマルション。

**【請求項 7】**

少なくとも 1.5 mM の金属ナノ粒子を含有する、請求項 6 に記載の両連続マイクロエマルション。

**【請求項 8】**

カーボンナノ構造体、好ましくは、カーボンナノチューブを製造するための、請求項 6 または 7 に記載の両連続マイクロエマルションの使用。